

令和5年度第9回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月27日（月）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	西山	美佐江	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

9番 鈴木 透

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

11番 中村 隆一 2番 松崎 博

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。ついこの間皆さんとお会いしたと思ったら、1 か月は早いもので、お忙しい中、本当にありがとうございます。

それでは令和5年度第9回の総会を開催したいと思います。今日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第9回総会の議事録署名委員につきましては、11番中村委員、2番松崎委員にお願いします。

なお、1番の野谷副会長は後ほどご自身に関係する議題時に離席するため、今回は署名委員を外れます

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得される場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただくことになっております。

今回、相続により所有権を取得された2件の農地は、いずれも農業委員会のあっせん等の希望がございませんので地図をお付けしておりませんが、No. 1の農地は釜野トンネルの北東付近に位置しており、No. 2の農地は釜野トンネルの南西付近に位置しております。

いずれも同じ被相続人から相続された農地で、相手方への届出の受理通知書については、10月27日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届け出となります。

今回は、市街化区域内での第5条による転用3件について受理しております。

まずNo. 1について、土地の場所については、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは東海道本線の北側、梅沢川沿いに位置しておりまして、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、10月31日付で発行しております。
続いてNo. 2について、土地の場所については、こちらも関係資料位置図の地図1を
ご覧ください。

先ほどのNo. 1のやや西側に位置しておりまして、駐車場敷地として転用される目的
での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、11月7日付で発行しております。

最後にNo. 3について、土地の場所については、こちらは関係資料位置図の地図2を
ご覧ください。

中里西公会堂の北側に位置しておりまして、住宅用敷地として転用される目的での手続
きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、11月7日付で発行しております
報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の下承をお願いいたし
ます。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第12号、農業経営基盤強化促進法に
基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

なお、本案件については野谷副会長に係る案件ですので、農業委員会等に関する法律の
第31条、議事参与の制限の規定により、野谷副会長は議事に参与できませんので、審議
前に野谷副会長の退席を求めます。

— 野谷副会長退席 —

それでは、事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第12号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。
山西・川勾地区の報告について、中村委員、よろしくをお願いします。

【委員】

11月16日に農業委員3名および事務局で、借受更新予定者立会いのもと、対象農地
を確認いたしました。

対象農地の場所は、川勾の前畑に位置する農業振興地域の農地1、498㎡及び川勾の
宮ノ前に位置する農用地区域の農地225㎡の2筆となっております。

対象農地では主に露地野菜を栽培しており、借受更新予定者が町内で耕作する農地は、

いずれも適切に耕作され、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

す。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第12号について、補足説明をさせていただきます。

No. 1及びNo. 2については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第12号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを12ページから15ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに5年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めま

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」といたします。

それでは、野谷副会長の復席をお願いします。

— 野谷副会長復席 —

【議長】

野谷副会長に申し上げます。ただいまの議案第12号については、「許可する」とことされましたので報告いたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会